

第5号様式（第8条関係）

浜松市指令産振商第　号
令和　年　月　日
様

浜松市長　中野　祐介

補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付で申請された浜松市空き店舗等利活用事業費補助金について、
次のとおり条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

記

1 交付予定額

金　　円

2 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、市長が軽微であると認める変更又は補助金額の20%以下の変更を除く。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から3年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (9) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかつたときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (10) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則又は要綱に基づく市長の指示に従わなければならない。